

令 6 技術管理第 549 号の 2  
令和 6 年(2024 年)12 月 13 日

関係建設業団体の長 様

山口県土木建築部長

## 年末年始の工事現場における公衆災害防止の徹底について

本県土木行政の推進につきましては、平素から、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、年末年始は、工事現場の休止や一時的な交通量の増加などから、公衆災害の発生が懸念されます。

つきましては、貴団体の会員に対し、下記事項に留意し、公衆災害防止に万全を期するよう、周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 工事現場における公衆災害の防止

工事休止前や必要に応じ、次の事項に留意して公衆災害防止措置が行われていることを確認すること。

- (1) 土地の事情に詳しくない通行者に配慮した保安施設となっているか。
- (2) 保安灯、交通信号機等が正常に作動するか。
- (3) 関係者以外の立入禁止措置を徹底しているか。
- (4) 開口部からの転落防止措置を徹底しているか。
- (5) 建設機械等の管理を徹底しているか。
- (6) 強風等による飛来落下防止措置を徹底しているか。
- (7) 現場内及び現場周辺の整理、片づけを徹底し、現場事務所の防犯対策を徹底しているか。

#### 2 工事休止期間中の連絡体制等の提出

工事休止期間中の連絡体制等を監督職員に提出すること。

#### 3 留意事項

受発注者双方の業務効率化の観点から、工事休止期間中における現場の点検結果について、工事打合せ簿による報告は求めておりません。(ただし、特別な事象の発生により監督職員が報告を求めた場合を除く)。

技術管理課  
担当：掛波  
Tel 083-933-3636